

申請・届出書 R4 Ver.20.21 のリリース

申請・届出書 R4 Ver.20.21 のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。
なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム

| システム名 | バージョン | (データ変換対象) | (保守加入対象) |
|-------------------|---------------|------------------|------------|
| 申請・届出書 R4 | Ver. 20.21 ※1 | Ver. 17.20 以降 ※2 | Ver. 20.10 |
| 申請・届出書 R4 電子申告更新用 | e4 ※3 | — | — |

※1 ライセンスは変更ありません。20.2 用のライセンスで利用可能です。

また、E i ボード 21.10 以降がインストールされた環境が必要です。

※2 データ選択画面に表示される「旧データ」は Ver. 17.20～20.20 です。データ選択時または一括変換でデータ変換をおこなうと、本バージョン (Ver. 20.21) で使用できるようになります。

(参照「[3-4. Ver. 17.11 以前のデータ変換について](#)」)

※3 更新の対象は、申請・届出書 R4 Ver. 20.21 以降です。

2. 日程 (予定)

| 提供方法 | 提供日 |
|---------------------|---------------------|
| E i ボードダウンロードマネージャー | 2021 年 3 月 22 日 (月) |
| エプソン会計システム「マイページ」 | |
| 出荷切替 (Ver. 20.21) | 2021 年 3 月 26 日 (金) |

2-1. 申請・届出書 R4 電子申告プログラムについて

申請・届出書 R4 (Ver.20.21) に対応した申請・届出書 R4 電子申告更新用プログラム (e4) および電子申告 R4 (Ver.20.21) の公開も同日 (2021 年 3 月 22 日) を予定しています。
対応概要につきましては、電子申告 R4 のシステムインフォメーションをご確認ください。

3. システムの対応内容 (予定)**3-1. 様式対応**

■国税

公開されている国税庁の申請・届出様式等に合わせて対応します。

以下の帳票を追加します。

■ 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(令和2年分以降用)

令和2年分の所得税の確定申告書と同様に、更正の請求書も名称が変更になりましたので、令和2年分を追加します。

(令和1年分からの主な変更点)

- ・ 所得から差し引かれる金額⑥の「寡夫」→を「ひとり親」に変更
- ・ 「住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定 住宅新築等特別税額控除」
→「住宅耐震改修特別控除等」に変更
- ・ 「外国税額控除」→「外国税額控除等」に変更
- ・ 帳票タイトル等の元号が削除（年の入力があれば令和を出力）
- ・ 右下欄外を「01.12」→「02.12」に変更

追加

| 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(令和1年分) | | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(令和2年分以降) | | | |
|----------------------------|---|--|--------------|---|--|
| 所得から差し引かれる金額 | 社会保険料控除④ 小規模企業共済等掛金 生命保険料控除⑤ 地震保険料 寡夫・寡婦控除⑥ 勤労学生・障害者 配偶者(特別)控除⑦ 扶養控除⑧ 基礎控除⑨ ④から⑨までの計⑩ 雑損控除⑪ 医療費(特例) 寄附金控除⑫ 合計⑬ | 配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定 住宅新築等特別税額控除 差引所得税額 災害減免額 再差引所得税額 (基準所得税額) 復興特別所得税額 所得税及び復興特別所得税の額 外国税額控除 源泉徴収税額 申告納税額 | 所得から差し引かれる金額 | 社会保険料控除④ 小規模企業共済等掛金 生命保険料控除⑤ 地震保険料 寡夫・ひとり親控除⑥ 勤労学生・障害者 配偶者(特別)控除⑦ 扶養控除⑧ 基礎控除⑨ ④から⑨までの計⑩ 雑損控除⑪ 医療費(特例) 寄附金控除⑫ 合計⑬ | 配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除等 差引所得税額 災害減免額 再差引所得税額 (基準所得税額) 復興特別所得税額 所得税及び復興特別所得税の額 外国税額控除等 源泉徴収税額 申告納税額 |

→(個人)「02.所得税」タブの「18. 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書」内に追加します。

業務メニュー 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

閉じる(ESC)

| | |
|----|-------------------------------|
| 11 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成25年分) |
| 12 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成26年分) |
| 13 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成27年分) |
| 14 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成28年分) |
| 15 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成29年分) |
| 16 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成30年分) |
| 17 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(令和1年分) |
| 18 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(令和2年分以降用) |

追加

※国税庁のHPから旧年分の帳票は削除されました。Ver.22.10で、メニューから削除します。入力している場合は、印刷(PDF)またはファイリングにて保存をお願いします。

※更正の請求書(平成25年分～平成27年分)は、すでに電子申告は受付対象外の帳票ですが、国税庁のHP上でも公開されなくなりましたので、Ver.22.10で削除します。入力している場合は、印刷(PDF)またはファイリングにて保存をお願いします。Ver.20.21以降、入力画面起動時にVer.22.10で削除する旨のメッセージを表示するようにします。

以下の帳票を変更します。

■ 所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書

所得税・消費税の納税地の「異動」と「変更」の届出書が1つにまとめられた新しいフォームが公開されましたので、修正します。

(例) 帳票タイトルの変更

税務署受付印 1 0 6 0
○ 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書

↓

税務署受付印 1 0 6 0
○ 所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書

また、以下の変更を予定しています。

- ・ 帳票タイトルは「届ける税目に応じて「所得税」「消費税」の不要な文言を抹消する」記載になりましたので、税目区分の選択の初期値をチェックオンに変更し、チェックがない場合は、取消線を出力
- ・ 「納税地」「上記以外の住所地・事業所等」を上書可能項目に変更
- ・ 「(異動・変更前)住所・居所事業所等の区分」を自動連動項目に変更し、選択内容をテキスト出力→○出力に変更

変更

業務メニュー 所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書

税目区分: 所得税 消費税

チェックなし→帳票タイトルに取消線が付きます。

1. 住所 2. 居所 3. 事業所等

納税地 TEL

上記以外の住所地・事業所等 TEL

(フリガナ)

「納税地」と「上記以外の住所地・事業所等」の欄を上書可能項目に変更します。
(理由) この欄には異動・変更前の納税地を記載しますが、先に(共通)基本情報を変更すると、異動・変更後の納税地が連動されるため

納税地の選択区分を連動します。

1 納税地 (1) 異動・変更前の納税地 住所・居所事業所等の区分 1: 住所

| 業務メニュー | 00. データ選択 | 01. 法人税 | 02. 所得税 | 03. 源泉所得税 | 04. 消費税 | 05. |
|--------|--------------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----|
| 22 | 所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書 | | | | | |
| 23 | 所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書 (電子申告不可) | | | | | |
| 24 | 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書 (電子申告不可) | | | | | |
| 25 | 所得税・消費税の納税地管理人の届出書 | | | | | |
| 26 | 所得税・消費税の納税地管理人の解任届出書 | | | | | |

※国税庁のHPから削除されました。Ver.22.10で、メニューから削除します。入力している場合は、印刷(PDF)またはファイリングにて保存をお願いします。

※従来の「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」と「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」も Ver.22.10 で削除します。入力している場合は、印刷 (PDF) またはファイリングにて保存をお願いします。Ver. 20. 21 以降入力画面起動時に Ver. 22. 10 で削除する旨のメッセージを表示します。

■ 土地の無償返還に関する届出書

■ 相当の地代の改訂方法に関する届出書

この2帳票について、新しいフォームに合わせて以下を変更します。

- ・ 「氏名又は名称」や「代表者氏名」の㊟を削除
- ・ 左下欄外「02.06 改正」→「02.12 改正」に変更

■ e-Taxによる申告の特例の適用がなくなった旨の届出書

新しいフォームに合わせて以下を変更します。

- ・ 「代表者氏名」や「税理士署名押印」の㊟を削除
- ・ 「税理士署名押印」→「税理士署名」に変更

■ 消費税申告期限延長届出書

新しいフォームに合わせて以下を変更します。

- ・ 「消費税法の区分（1:第1項 2:第2項）」の選択を追加し、該当項目に○を印刷

下記のとおり、消費税法第45条の2の第1項に規定する消費税申告書の提出期限の特例の適用を受けたいので、届出します。

■ 地方税

■ 法人設立・設置届出書（都道府県用）

新しいフォームに合わせて以下を変更します。

- ・ 代表者氏名の㊟を削除
- ・ 設立の形態の箇所に「（ 税務署）（整理番号： ）」を追加
- ・ 「新たに事務所等を設置した法人が連結法人の場合」欄の「最初連結事業年度」→「（最初連結事業年度）」に変更

■ 法人設立・設置届出書（市町村用）

新しいフォームに合わせて以下を変更します。

- ・ 設立の形態の箇所に「（ 税務署）（整理番号： ）」を追加

その他、地方税の以下の帳票は、「資本金等の額」など資本金関連項目はマイナスも入力可能に変更します。

法人設立・設置届出書（都道府県用） / （市町村用）

異動届出書（都道府県用） / （市町村用）

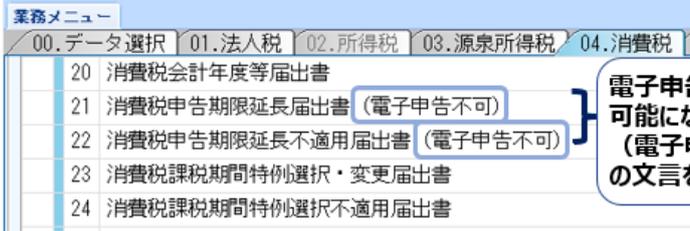
変更

3-2. 国税の電子申告対応

e-Tax の手続きに対応します。

追加

- 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(令和2年分以降)
- 消費税申告期限延長届出書
- 消費税申告期限延長不適用届出書



The screenshot shows a menu titled '業務メニュー' (Business Menu) with tabs for '00. データ選択', '01. 法人税', '02. 所得税', '03. 源泉所得税', and '04. 消費税'. Under the '04. 消費税' tab, there are four items: '20 消費税会計年度等届出書', '21 消費税申告期限延長届出書 (電子申告不可)', '22 消費税申告期限延長不適用届出書 (電子申告不可)', and '23 消費税課税期間特例選択・変更届出書'. Item 24 is also visible but partially obscured. A callout box on the right states: '電子申告の受付が可能になりましたので、(電子申告不可)等の文言を削除します。' (Since electronic filing is now possible, we will delete the text '(electronic filing not possible)' etc.).

3-3. Ver.17.11 以前のデータ変換について

申請・届出書 R4Ver.17.11 以前のデータはデータ選択画面に表示されません。申請・届出書 R4Ver.20.21 起動時に Ver.17.11 以前のデータがあるか検索をおこない、該当するデータが存在する場合にメッセージの表示し、一括データ変換画面を開きます。データを選択して実行すると Ver.17.20 のデータに変換されます。Ver.20.21 でデータを使用する場合は、さらに「旧データ」変換をおこなってください。

4. 連動可能な製品バージョン

| システム名 | バージョン | |
|------------------|--------------|----------|
| 電子申告 R4 | Ver. 20. 21～ | 電子申告へ連動 |
| 事務所管理 R4 (顧問先管理) | Ver. 20. 10～ | ファイリング機能 |

以上、よろしくお願いいたします。